

石巻市街地における
工事調整ガイドライン〔運用手引き〕（案）

施工業者版

平成28年6月
石巻市市街地復興工事調整会議

[改訂履歴]

版	策定・改訂日	改訂の概要
第1版	H28.06.09	初版
第2版	H29.07.25	識別票の追加

石巻市街地における工事調整ガイドライン [運用手引き] (案)

施工業者版

【目次】

1. 石巻市街地における工事調整ガイドラインについて	2
1-1. 背景と目的	
1-2. 位置づけ	
1-3. 適用範囲	
2. 工事調整ガイドラインの概要	3
3. 石巻市市街地復興工事調整会議組織図	4
4. 地区工事安全協議会の地区割り	5
5. 工事及び市民生活環境に関する情報共有	6
5-1. 工事情報の伝達	
5-2. 工事調整（結果）の情報共有	
5-3. 苦情情報の伝達と対応	
5-4. 地域住民等への情報提供	
6. 市民生活環境への配慮	10
6-1. 配慮についての基本事項	
6-2. 地区工事安全協議会の調整事項	
6-3. 施工業者が行う事項	
6-4. ダンプマスクについて	
7. 工事調整	13
7-1. 工事発注後の調整における観点及び調整手順	
7-2. 調整対象・調整手順	
(1) 工事調整事項と各機関の役割	
(2) 工事調整のフロー図	
(3) 地区内の一部地区の課題調整	
(4) 道路渋滞フロー	
(5) 運搬工事車両に関する調整	
(6) スtockヤード・施工ヤードに関する調整	
(7) 施工時期・施工方法等に関する調整	
8. ガイドラインの運用	18

1. 石巻市街地における工事調整ガイドラインについて

1-1. 背景と目的

東日本大震災から5年が経過し、石巻市街地（渡波から須江・蛇田・釜まで）における国土交通省、宮城県、石巻市等による復旧・復興事業（以下、総じて「復興事業」という。）は本格的な施工段階を迎えている。

市街地において数多くの工事が輻輳することにより、工事の遅延や運搬車両の増加による渋滞、騒音・振動など市民生活への影響などが懸念される。

また、工事に当たっては地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、復興事業に関する各種情報を適切に市民へ発信するなど、復興事業を市民と共有していくことが大切である。

このような背景のもと、復興事業を市民と共有し、市民生活の安全・安心を確保しながら復興事業を円滑に推進するための、工事調整に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定した。

1-2. 位置づけ

本ガイドラインは、復興事業を市民と共有し、市民生活の安全・安心を確保しながら復興事業を円滑に推進するための、発注機関（国・県・市等）及び施工業者（受注者）の行動指針とする。

1-3. 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は次のとおりとする。

【対象事業】国土交通省、宮城県、石巻市等が発注する東日本大震災にかかる復興事業（工事、設計）

【対象範囲】石巻市街地（渡波から須江・蛇田・釜まで）

【工事調整ガイドラインのポイント】

●情報の共有

復興事業を市民と共有し、市民生活の安全・安心を確保しながら復興事業を円滑に進めるために必要な情報（工事情報、市民からの要望・苦情、通学路、地域行事等）を、各関係機関間で共有する枠組みを決定した。

●工事調整の道筋の明確化

各関係機関が参画することにより、工事課題を的確に判断し、計画的かつ迅速に調整できる実行力ある組織が設置されたことを踏まえ、課題に対応した工事調整の道筋を明確にした。

2. 工事調整ガイドラインの概要

《目的》

- ・市街地の復興工事の円滑な推進
- ・市民生活の安全・安心の確保
- ・市民と共有できる復興の実現

《工事調整ガイドラインのポイント》

○ 情報の共有

- ・情報(工事工程・場所、通学路、地域行事等)を関係機関間で共有
- ・工事調整の仕組みづくりの情報基盤

○ 工事調整の道筋の明確化

- ・関係機関での工事課題の的確な判断
- ・調整実行組織設置による課題に対応した工事調整の道筋の明確化

《位置づけ》

- ・国・県・市による工事の統一ルール
- ・情報管理による市民生活の安全・安心のための行動指針
(*工事発注時のガイドライン活用)

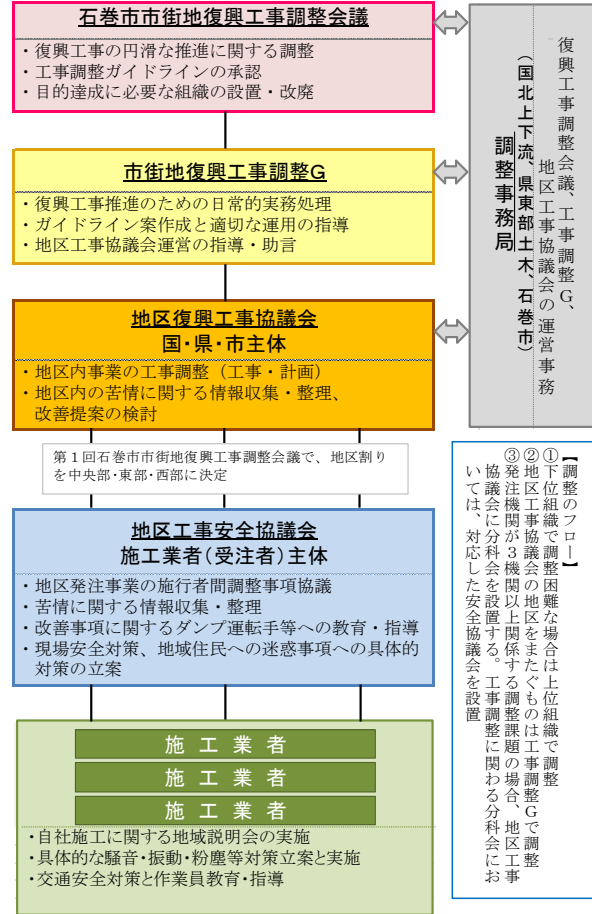
《適用範囲》

- ・石巻市市街地の国・県・市等発注の復旧復興工事(土木・建築等)

《構成機関》

- 北上川下流、東北国営公園事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市の6機関

《会議体と役割》

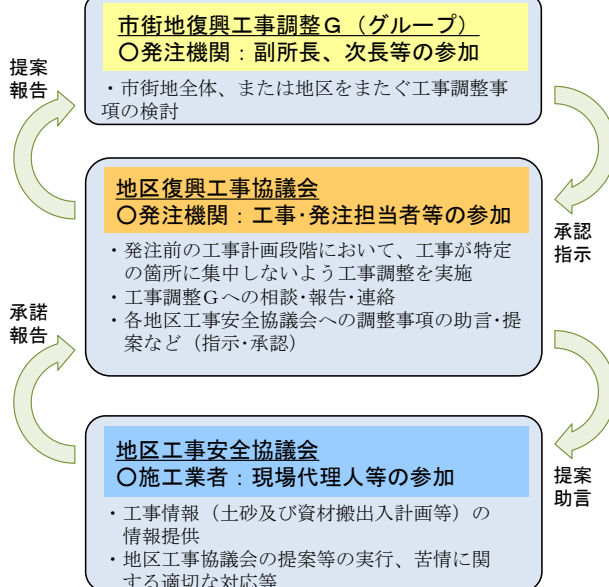


《市民の安全・安心と理解の関係構築》

市民(地域住民・事業者・学校等)

- ・市民への事業効果・調整事項等の情報発信や苦情等受付・対応、コミュニケーションによる配慮

《会議体構成関係機関と工事調整》



《工事調整ガイドラインの主な内容》

【情報共有】

調整組織における迅速かつ効率的な工事調整と、地域住民等からの要望・苦情等に対する迅速かつ適切な対応や、市民生活環境にかかわる工事調整ため、工事に関する情報の共有と、調整組織間における市民生活環境に関する情報の共有と市民への情報伝達を行う。

【生活環境への配慮】

市民生活環境に配慮しながら施工する必要があることから、工事現場周辺及び運搬工事車両の運行ルート沿道に立地する住宅等、事務所・店舗等、教育施設等に対し十分に配慮するため、交通安全・環境保全・苦情対策や地域住民等とコミュニケーションを図る等を行う。

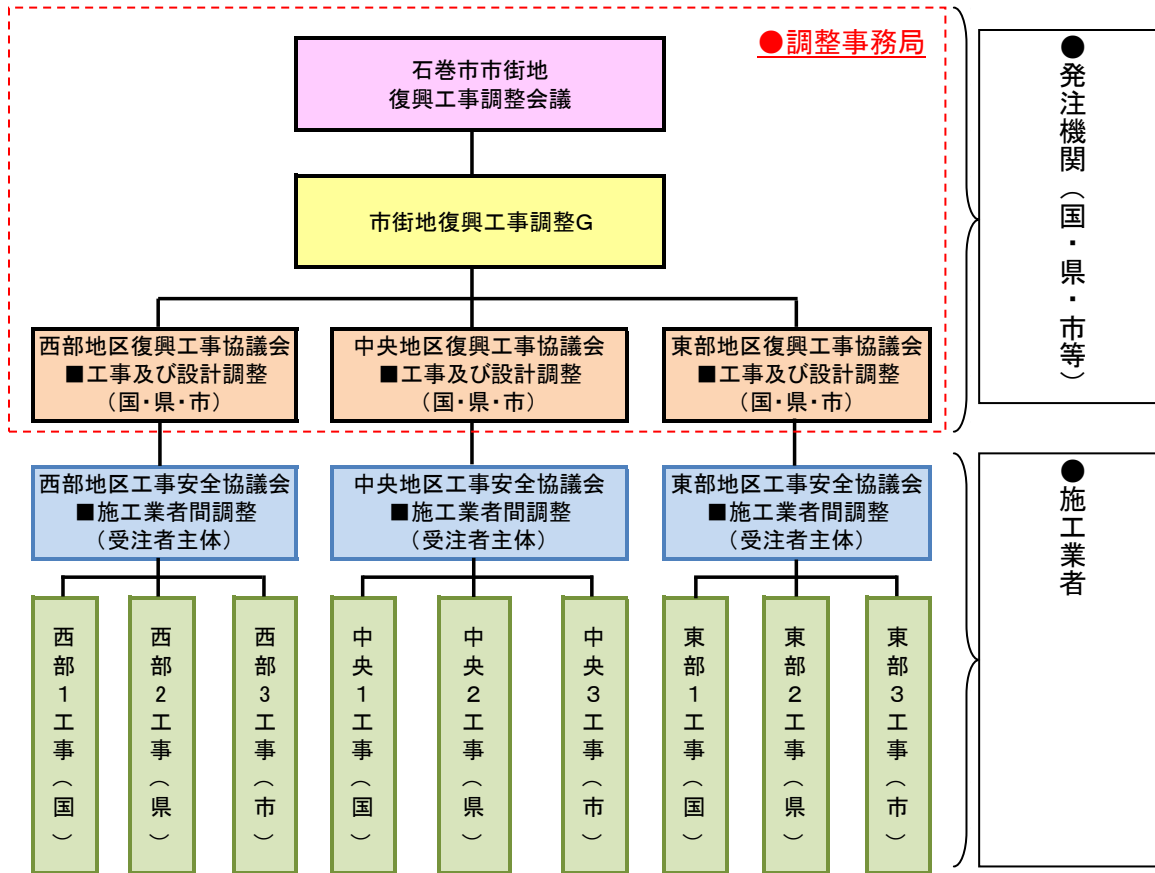
【工事調整】

復興事業を円滑に推進し、かつ市民生活の安全・安心を確保するため、計画段階の調整と、工事段階の調整(「発注前の工事計画段階」と「工事発注後」)により、運搬工事車両(運行ルート等)、ヤード、施工時期、安全・環境保全対策等の調整を行う。

注) 会議体名称は、以下のとおり省略する。

- ・市街地復興工事調整G ⇒ 工事調整G
- ・地区復興工事協議会 ⇒ 地区工事協議会
- ・地区工事安全協議会 ⇒ 地区安全協議会

3. 石巻市市街地復興工事調整会議組織図



●地区工事協議会及び地区安全協議会の下部組織について

- ①多岐にわたる調整を効果的に行うために、地区工事協議会において、課題に関わる関係発注機関が3機関以上の場合は、分科会を設置し、座長機関を決定して調整する。関係機関が2機関の場合も、座長に準ずる機関を決め調整する。
- ②工事調整に関わる分科会においては、対応した安全協議会を設置する。

●地区安全協議会の設置について

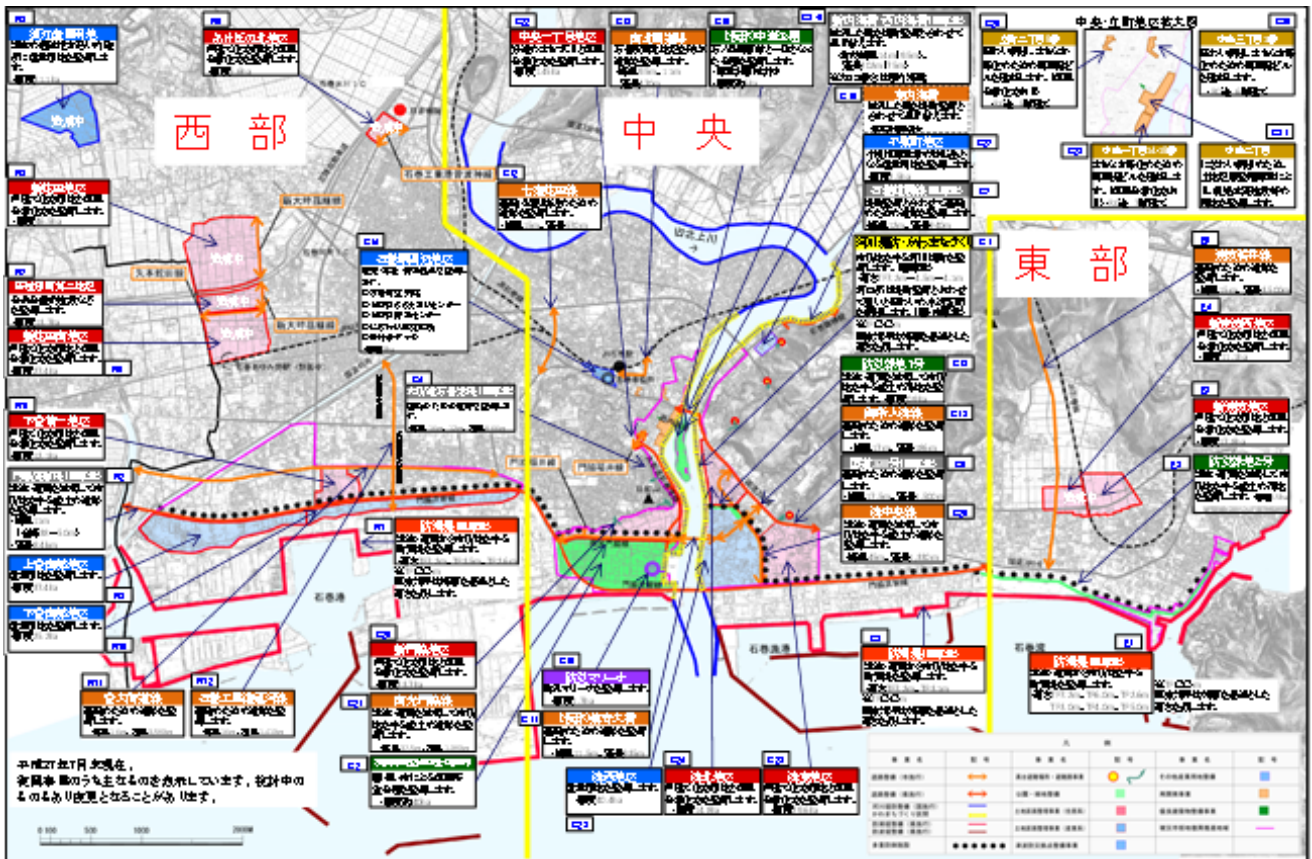
- ①地区工事安全協議会の立ち上げは、発注機関が主導して行い、運営は構成施工業者主体で行う。各地区工事安全協議会の会長については、基本的に会社規模が大きく工期の長い施工業者が担うこととして、構成施工業者間で相談して定める。（工期終了時には引継ぎを行う）

4. 地区工事安全協議会の地区割り

【中央・東部・西部の地区割り】

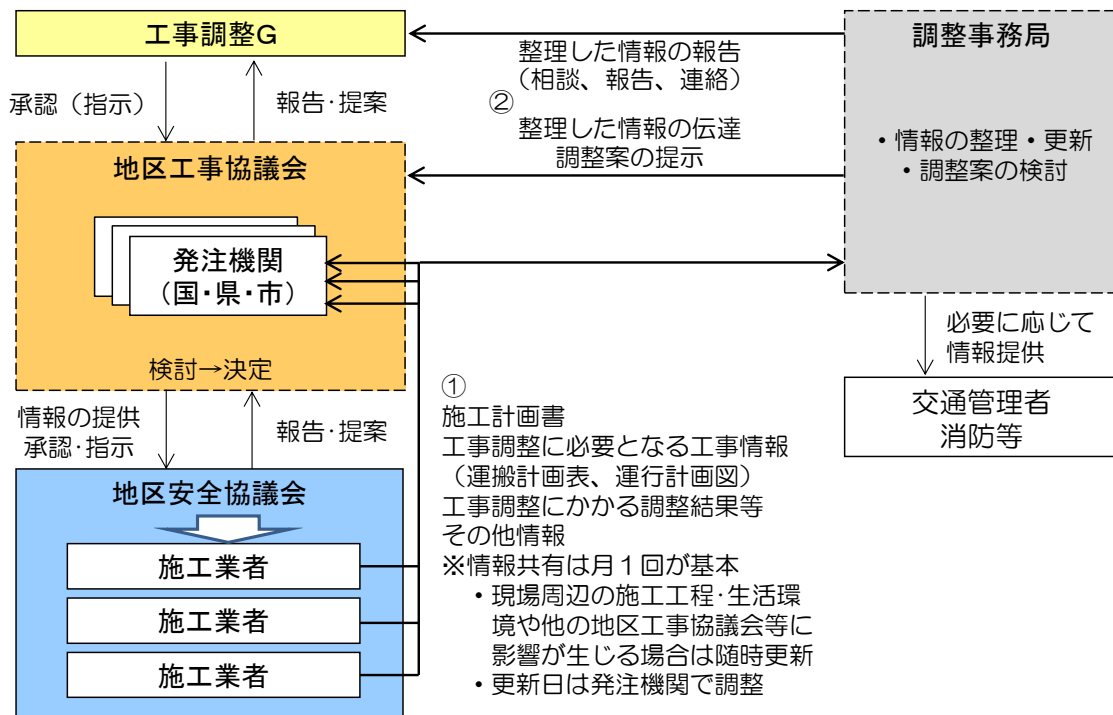
第1回石巻市市街地復興工事調整会議（H27.11.12）で決定した地区割りは以下のとおり。

地区	発注機関等
中央： 17機関（国2、県3、 市10、他2）など	①国（北上川下流河川事務所、東北国営公園事務所） ②県（東部土木事務所、石巻港湾事務所、東部振興事務所） ③市（基盤整備課、河川港湾室、区画整理第2課、市街地再開発整備課、都市計画課、建築課、下水道建設課、復興住宅課、石巻駅周辺プロジェクト推進室、産業推進課） ④他（日本下水道事業団、UR都市機構）
東部： 8機関（県2、市5、 他1）など	①県（東部土木事務所、東部振興事務所） ②市（区画整理第1課、基盤整備課、都市計画課、下水道建設課、復興住宅課） ③他（日本下水道事業団）
西部： 8機関（県2、市5、 他1）など	①県（東部土木事務所、石巻港湾事務所） ②市（区画整理第1課、区画整理第2課、都市計画課、下水道建設課、復興住宅課） ③他（日本下水道事業団）



5. 工事及び市民生活環境に関する情報共有

5-1. 工事情報の伝達



提供元→提供先	提供情報
① 施工業者→発注機関・調整事務局	施工計画、詳細情報を伝達

【工事情報の共有】

● 各施工業者 → 発注機関 への伝達

	対象となる工事情報
工事概要 (宮城県施工計画書作成要領(案)より)	①工事概要 (工事名称、工事場所、工期、発注機関、施工業者、施工内容、施工計画図など) ②計画 (実施) 工程表 ・実施工程表は最新データとし、施工計画図と併せて提出 ・特に、土砂搬入時期や交通規制等に変更が生じた時は更新情報をその都度提出 ③通行止め情報 ・通行止め等の規制を行う場合は、通行止め箇所の情報、迂回路の図面等 ④交通安全管理 ・工事車両の搬入・搬出経路及び出入り口対策 ・警察協議時の指示事項等 ・近接若しくは隣接して他工事が進行 (予定) している場合は、具体的な保安施設配置計画 (交通誘導員の配置、安全施設等の配置図等)

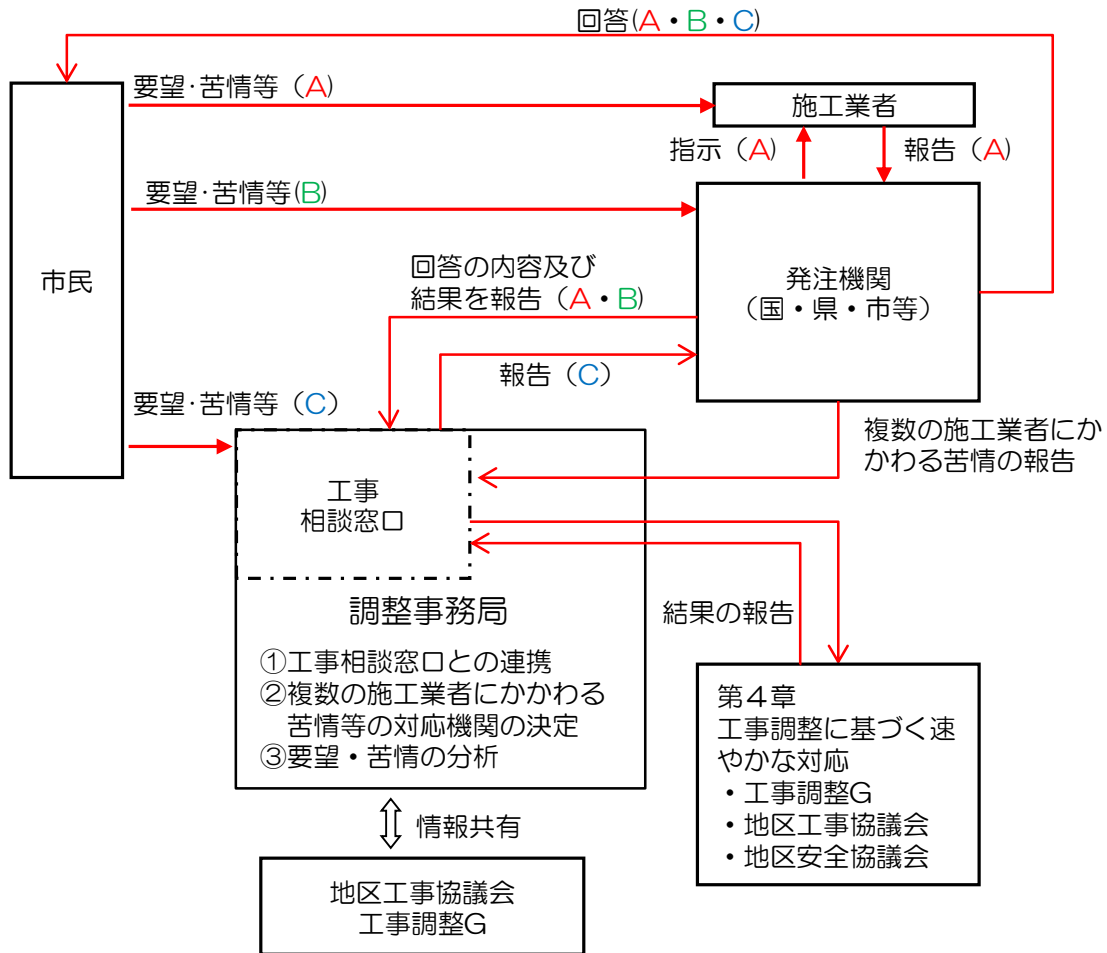
5-2. 工事調整（結果）の情報の共有

● 地区工事協議会 → 地区安全協議会 への伝達

工事調整会議、工事調整G及び地区工事協議会での調整結果等は、地区工事協議会から地区安全協議会を通じて各施工業者に通知・連絡する。

5-3. 苦情情報の伝達と対応

〈苦情対応の体制(案)〉



● 要望・苦情等の活用

- ①調整事務局で分析された要望・苦情等については、地区工事協議会を通じて、地区安全協議会に情報として提供する。
- ②地区安全協議会・施工業者は、提供された情報を使って、安全教育等に活用する。

5-4. 地域住民等への情報提供

地区安全協議会

(国・県・市の工事施工業者、現場代理人等)

～地区内で取り組むべき安全・環境対策などの情報発信～

- ①地区内で調整した運搬ルート等や工事現場周辺での対応
- ②地区内の交通規制
- ③地区内の工事車両運行ルート
- ④沿道的生活環境への配慮事項
(注)周知する情報は、事前に調整事務局の確認を受ける。



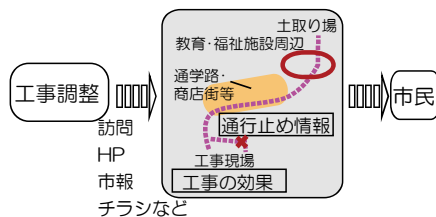
施工業者

～各施工業者による各工事の情報発信～

各施工業者が単独で作成する説明事項等

(注)説明事項等は、事前に発注機関と調整事務局に提出する。

調整事務局は、必要な調整があるか確認を行う。



町内会長・行政区長等

地区工事協議会の訪問による説明

住民

ホームページ、市報、チラシ(回覧板)、個別配布、公民館等への掲示物

(必要に応じて合同説明会)

※住民への周知方法については、事前に町内会長等に方法を確認する。



出典：UR都市機構より

学校・その他施設

地区工事協議会の訪問による説明

※個別に施工業者がチラシ等を作成した場合は、事前に調整事務局に報告する。

【工事チラシに記載する項目】

できるだけ図や写真を使い、見て理解できる内容にする。

- ・ 工事目的、工事内容
- ・ 工期
- ・ 環境対策（騒音、振動、粉塵、道路汚損）対策の記入
- ・ 運行ルート、交通安全対策の記入
- ・ 作業時間（土・日の作業）の記載
- ・ 連絡先（受注者、発注者）など
- ・ チラシ下部に以下のような文面を記載する

(例)「工事を行うにあたっては、石巻市市街地復興工事調整会議が作成した工事調整ガイドラインに基づき、皆さんの安全・安心に配慮して復旧・復興工事を進めます。」

6. 市民生活環境への配慮

6-1. 配慮についての基本事項

(1) 配慮すべき対象施設

石巻市街地内の工事に当たっては、市民生活環境に配慮しながら施工する必要があることから、工事現場周辺及び運搬工事車両の運行ルート沿道に立地する次の施設に対し、十分に配慮する。

- ①住宅等：住宅（兼用住宅含む）、マンション、アパート、宿舎など
- ②事務所・店舗等：事務所、店舗、医療・福祉施設など
- ③教育施設等：幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校、大学など

(2) 共通して配慮すべき事項

前記①～③のすべての施設に対し、共通して次の事項に配慮する。

- ①施工業者は、施設の出入口の確保を図る。また、歩行者と自動車の動線分離や交通誘導員の配置など必要な交通安全対策を講ずる。
- ②施工業者及び運搬工事車両の運転手は、交通安全、騒音、振動、粉じん、泥はね、道路汚損などに配慮して作業・走行する。
- ③施工業者及び運搬工事車両の運転手は、工事調整会議において、運搬工事車両に関することや市民生活にかかわる安全対策や環境保全対策に関することが別途決められた場合は、それに従って作業・走行する。

(3) 特定の施設に対する配慮事項

前記(2)の共通配慮事項のほか、(1)の各施設に対し特に次の事項に配慮して作業・走行する。

- ①住宅等：地域・自治会の祭りなどのイベント
- ②事務所・店舗等：地域・商店街の祭りなどのイベント、荷物等の搬出入日時など
- ③教育施設等：入学・卒業式、文化祭、体育祭、入学試験などの学校行事、通学路・通学時間帯など

(4) 地域住民等とのコミュニケーション

- ①個々の復興事業（工事）について、地域の住民・事業者などに対し、積極的な情報公開と丁寧なコミュニケーション活動に努める。

地区内で複数事業（工事）が合同で行う場合は、地区安全協議会が、地区工事協議会との連携を図りながら、①と同様に行うものとする。

地区工事協議会が行う場合も、同様に行うものとする。

- ②地域住民からの要望・苦情等について、個々の復興事業（工事）への要望・苦情等に対しては発注機関及び施工業者が必要な対策を講ずる。

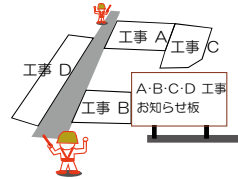
地区全体又は市街地全体の復興事業（工事）に関わる要望・苦情等に対しては、地区安全協議会、地区工事協議会又は工事調整Gが、必要な対策を講ずる。

6-2. 地区工事安全協議会の調整事項

地区内工事の施工業者間の必要な調整を行う。

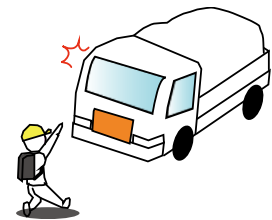
※調整にあたっては、地区工事協議会の指導・助言を受ける。

配慮事項	対応
環境保全と交通安全対策の実施	①地区安全協議会として取り組む環境保全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内での共同した道路汚損対応 ②交通安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する工事での交通誘導員の調整 ・工事看板の調整（市民が見やすい「お知らせ」看板を工事ごとに乱立せず設置） ・地区内の運行ルート調整 ・通勤時間帯への影響を少なくする運搬計画の作成
施工業者が地区内で共同で取り組む対応	①地域住民等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・共同での地区内交通規制や運行ルート調整、安全対策等の通知



6-3. 施工業者が行う事項

配慮事項	対応
環境保全と交通安全対策の実施	①騒音・振動の対策立案と実施 <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動・排出ガス対策型機械の選定 ・運行ルートの適切な維持（点検や不陸をなくす等路面状態を良好に保つ） ・ダンプトラック等の大型運搬工事車両の運搬車の走行速度は、必要に応じ制限を加え、不必要な急発進、急停止及び空ふかしなどを回避 ②工事による周辺への粉じん等対策の立案と実施 <ul style="list-style-type: none"> ・防塵ネットの活用等の防塵対策の実施 ・泥跳ね、道路汚損対策等の立案と実施 ③交通安全対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地区工事協議会より提供された資料（交通安全・安心マップ、学校行事予定表、公共施設分布図）を活用した運転者への安全教育・指導 ・通学路の安全対策 ・ダンプマスク装着の徹底 ④周辺の地域住民・施設に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・店舗等の出入口の確保 ・学校給食配送ルートに配慮した運行の実施 ・学校行事への配慮



「学校行事予定表例」

	西部地区		
	○小学校	△小学校	□中学校
4月	4/6入学式 4/11ふれあい祭り	4/6入学式	4/10入学式
5月	5/23運動会		5/25体育祭
6月		6/21運動会	6/20・21期末試験
7月		7/18総踊り	
8月			
9月			9/27祭伝大会
10月	10/3幼稚園運動会 10/25町会運動会		10/7・8中間試験 10/16会場コンクール
11月		11/1町会防災訓練	11/21～26期末試験
12月		12/20もちつき大会	
1月			1/11マラソン大会
2月			2/17～21期末試験
3月	3/18卒業式	3/18卒業式	3/18卒業証書授与式

<p>地域住民等とのコミュニケーション活動</p>	<p>①積極的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事のお知らせなどによる、工事に関する積極的な情報公開と丁寧なコミュニケーションの実施 <p>②要望・苦情等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に関する要望・苦情等を発注機関に速やかに伝えるとともに、自らの工事に関する事項は、発注機関と調整し、速やかに対応 <p>③地域のイベントへの配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の実施する祭りなどのイベントに配慮
---------------------------	--

6-4. ダンプマスクについて

「ダンプマスク装着例」

(石巻・東松島地区復興防災基盤連絡調整会議での取り組みを継続)

工事車両識別票(マスク)について

【平成24年12月13日より運用開始】

▶ 工事車両識別票(マスク)をつけ、周囲から確認出来る事によって運転手の自覚と意識を高め安全運転の励行に寄与しています。

・各発注機関ごとに識別票の配色を行いました。

発注機関	識別票の配色	発注機関	識別票の配色
東北地方整備局 北上川下流河川事務所	■	宮城県東部土木事務所	■
東北地方整備局 東北国営公園事務所		宮城県石巻港湾事務所	■
東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所石巻港出張所	■	宮城県東部地方振興事務所	■
東北森林管理局	■	宮城県東部下水道事務所	■
		石巻市	■

・工事車両識別票を取り付けた大型車両



7. 工事調整

7-1. 工事発注後の調整における観点及び調整手順

調整段階	調整の観点	調整手順
工事発注後の調整	①交通渋滞の抑制、最適な施工工程の構築及び市民生活にかかわる安全確保・環境保全を図る観点 ②復興事業（工事）については、地域住民等と共有できる復興事業を目指す観点 ③工事進捗状況や課題発生時などに応じて適宜調整	各地区工事協議会の地区内における、工事発注後の調整は、各地区工事協議会に対応する地区安全協議会が行う。なお、運搬工事車両の運行など地区をまたいで影響が生ずる調整については、工事調整Gが行う。

7-2. 調整対象・調整手順

(1) 工事調整事項と各機関の役割

1) 運搬工事車両

- 石巻市街地を走行する運搬工事車両について、運行ルート、台数、期間及び時間帯などの調整を行う。

2) スtockヤード・施工ヤード

- 工事で設置する土砂や建設資材等のStockヤード及び施工ヤードについて、位置、規模、使用期間などの調整を行う。

3) 施工時期・施工工程

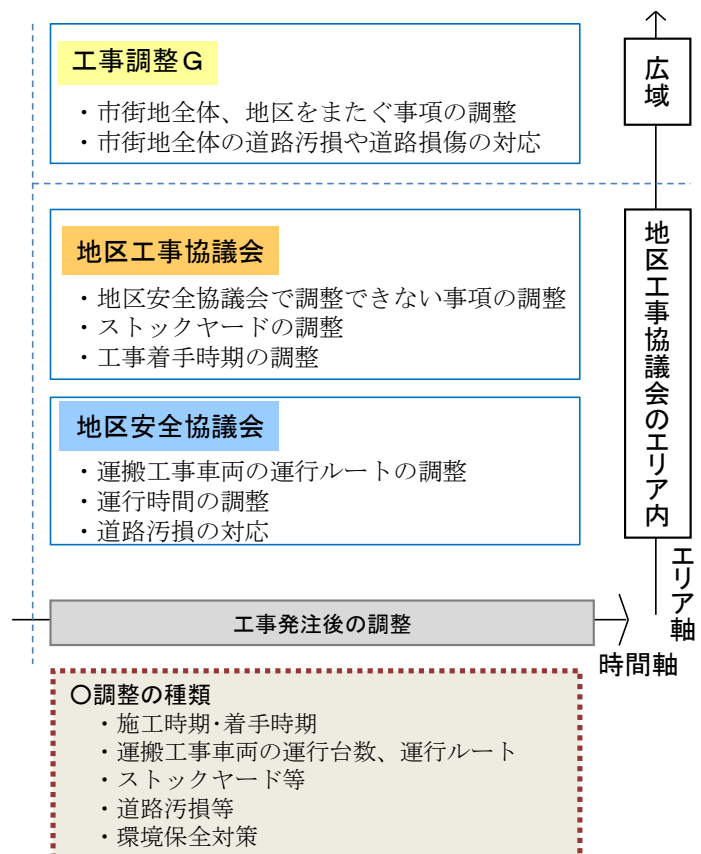
- 工事の施工時期や隣接・近接する工事の施工工程などについて調整を行う。

4) 市民生活にかかわる安全対策・環境保全対策

- 復興事業に関する市民からの要望・苦情への対応策について調整を行う。
- 復興事業の紹介や工事のお知らせ（工事内容、工事期間・時間、交通規制等）、工事説明会など、復興事業の地域住民等との共有化に関する情報発信について調整を行う。
- 市民生活環境への配慮に関する各種対策や取り組みについて調整を行う。

5) その他

- 前記1)～4)のほか必要な事項について調整を行う。



6) 調整手順（工事発注後の工事調整）

調整に当たっては以下の手順を基本とする。

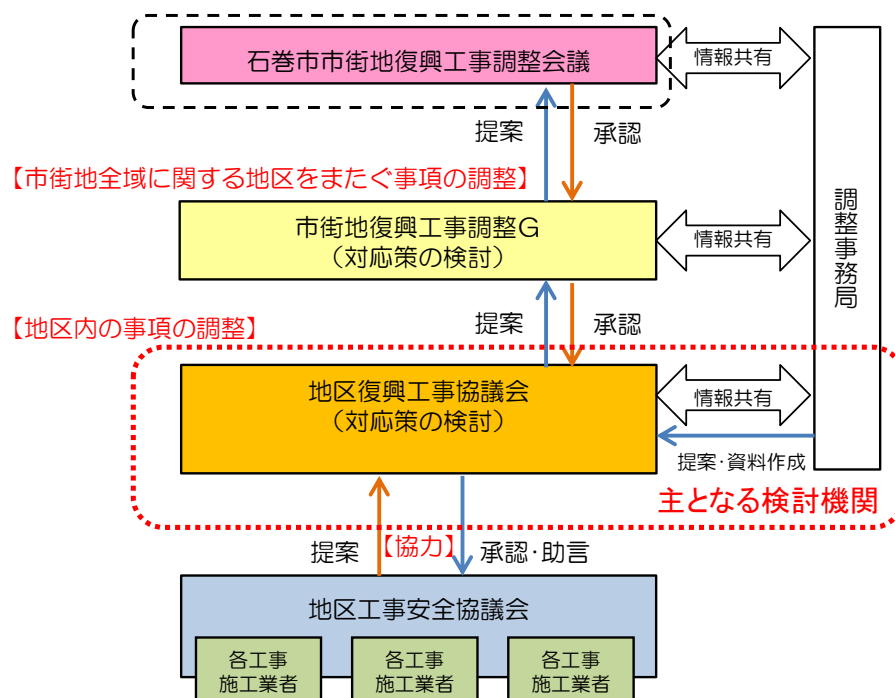
- ① 工事発注後の工事調整は、地区復興工事協議会の指導・助言に基づき、地区安全協議会で工事調整を行うことを基本とする。
- ② 地区安全協議会での調整が困難な場合は、地区工事協議会が調整を行う。

7) 調整のための調査等の実施

地区安全協議会は、地区工事協議会と協議の上、騒音・振動の測定など必要な調査を行う。

(2) 工事調整のフロー図

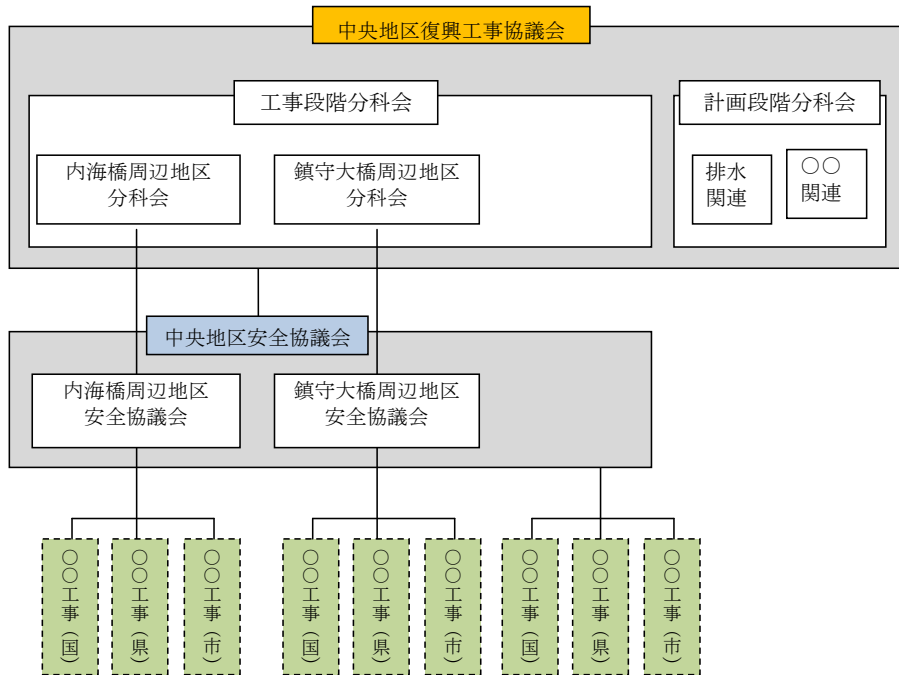
【特に重大な影響が予想される事項の調整】



(3) 地区内の一部地区の課題調整

地区全体に関わる課題については、地区工事協議会及び地区安全協議会が調整を行うが、一部地区の課題については、分科会及び安全協議会を設置して行う。

	手順
分科会に対応した安全協議会の設置	工事調整に関わる分科会の下に、それに対応した安全協議会を設置し、必要な調整等を行う。

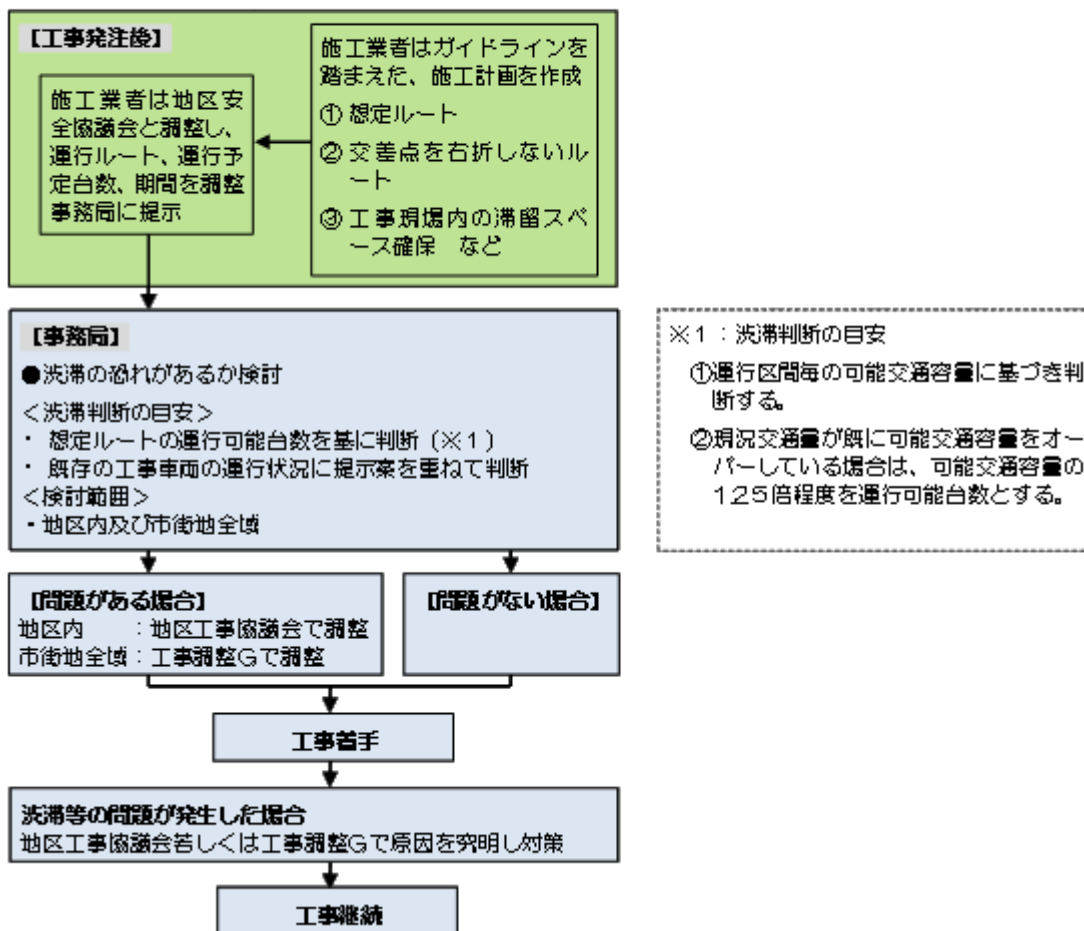


※分科会は、必要に応じて設置する。

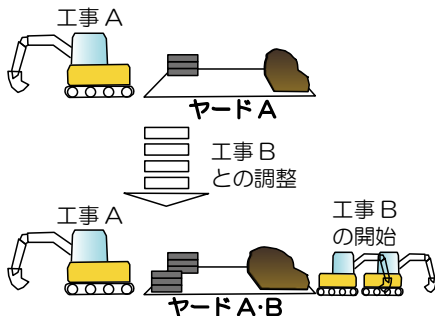
(4) 道路渋滞フロー

道路渋滞に対する対応フロー

- 対象車両：運搬工事車両（ダンプトラック、生コン車、資機材搬入用の大型トラック）
但し、道路交通規制を伴う大型トラックについては個別に対応する。



(6) スtockヤード・施工ヤードに関する調整

工事発注後	
<ul style="list-style-type: none"> ●地区安全協議会 ●施工業者 	<p>ヤード確保が必要な場合は、隣接・近接する他の工事現場のヤード設置状況や工事スケジュールの情報共有を踏まえ、地区工事協議会に調整の検討を要請する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;">  </div> </div>

(7) 施工時期・施工方法等に関する調整

工事発注後	
<ul style="list-style-type: none"> ●地区安全協議会 	<ol style="list-style-type: none"> ①工事スケジュール等の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・工事スケジュールや着手時期を調整することにより、交通規制の期間縮減・範囲の減少、地区内の日当たりの運行台数を削減する。 ・Stockヤード・施工ヤードの有効活用を行う。 ②施工方法・施工手順・工程の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化、手戻り工事の回避、地域への負担の軽減化を図る。 ・埋設物・隣接部の工事など、共同の道路作業（歩道工事と下水道管理設）により負担を軽減する。 ・調整にあたっては、視覚的な方法を検討していく。 ③調整は、地区工事協議会の指導・助言に基づき行う。

8. ガイドラインの運用

- ①施工業者（受注者）は、工事施工にあたって、「石巻市街地における工事調整ガイドライン（案）」を活用する。
- ②施工業者（受注者）は、復興事業の円滑な推進に寄与するため、地区安全協議会に参加する。